

○仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則

平成八年三月二九日

仙台市規則第二七号

改正 平成一四年三月規則第二二号

平成二一年三月規則第二六号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市環境基本条例（平成八年仙台市条例第三号）第三十条第八項の規定に基づき、仙台市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 審議会に、会長及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第三条 臨時委員は、学識経験者、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者の中から、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局の職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項の職員以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(部会)

第七条 審議会は、必要に応じ、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を統括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 第五条の規定は部会の会議について、前条の規定は部会の所掌事務の遂行について準用する。この場合において、第五条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第二項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と、同条第三項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会員」と、「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境局環境部環境企画課において処理する。

(平一四、三・平二一、三・改正)

(雑則)

第九条 この規則に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平一四、三・改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平二一、三・改正)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。